

京都市告示第195号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和5年1月10日付けで認可した上田町北部町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月3日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	黒川 一郎	天羽 智彦
代表者の住所	京都市右京区梅津上田町 6番地46	京都市右京区梅津上田町 1番地10
区域	京都市右京区梅津上田町の 区域のうち有栖川の東北側、 後藤橋通りの東南側、南太秦 との境界通りの西南側、上田 町チビッコ広場の南側道路 に面する住居より西北側に 囲まれた区域	京都市右京区梅津上田町の区 域のうち有栖川の東北側、後 藤橋通りの東南側、南太秦と の境界通りの西南側、梅津上 田町72番5の南側道路に面 する住居より西北側に囲まれ た区域

(文化市民局地域自治推進室)